

下田市告示第131号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について下記のおり公表する。

平成30年12月21日

下田市長 福井 祐輔

記

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧の範囲
一般社団法人 中央調査社 (依頼者) NHK 放送文化研究所	「2018年10月東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」対象者抽出のため	平成30年 8月21日	対象行政区 柿崎 20歳以上の日本人男女 12人